平成２３年（フ）第４４１号
宮城県黒川郡大和町落合相川字熊野139番地
債務者　菅野　洋平
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
仙台市宮城野区平成２丁目19番54号　吉川アパート201
債務者　氏家　和子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５６９号
宮城県宮城郡利府町葉山１丁目38番地３
債務者　佐藤　梨早（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４９号
宮城県角田市岡字駅前北14番地６
債務者　引地　　学
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第５０号
宮城県角田市岡字駅前北14番地６
債務者　引地佐由美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第８７号
秋田市泉中央２丁目３番18―603号
債務者　佐々木　忍
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０６号
秋田市旭北栄町１番42号　カーサグランＢ805
債務者　金井のり子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２０号
秋田市新屋朝日町14番24号　コーポ北林101号
債務者　藤澤友子こと　申　　友子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２１号
秋田市飯島緑丘町２番25号
債務者　田村　純一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２２号
秋田市下新城長岡字耳取55番地
債務者　本川　鮎美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２３号
秋田市手形からみでん３番69号
債務者　櫻田　紀芳
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９号
茨城県日立市小木津町２丁目15番32―101号
債務者　蛭田　一成
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１６０号
茨城県常総市向石下420番地の１、住民票上の住所福島県南相馬市原町区上北高平字高松244番地の３
債務者　西浦　能典
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第５９１号
千葉県船橋市高根台２丁目３番17棟108号
債務者　青柳美佐子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６１５号
千葉県習志野市鷺沼２丁目６番14号
債務者　竹田千亜紀
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６４５号
千葉県市川市福栄３丁目14番16号　シャルム・ユーキ201号
債務者　関戸　　純
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６６３号
千葉市中央区松ケ丘町567番地23
債務者　奥谷　俊久
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６６４号
千葉市中央区松ケ丘町567番地23
債務者　奥谷キクヨ
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係